

組織再編におけるみなし配当

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 税理士 新井 卓

はじめに

法人が行う一定の組織再編は、税務上その株主にみなし配当を生じさせることがある。みなし配当が生じる起因となりうる取引には、合併、分割の他、自己株式の買取りが含まれる。平成22年度税制改正では、グループ法人税制及び資本に係る取引等に係る税制の見直しの一環として、このようなみなし配当

の生じる取引に関連する改正がなされた。具体的には、100%資本関係のある内国法人間での自己株式の買取り、自己株式取得予定株式、非適格合併の際の抱合株式の取扱いなどが改正されている。本稿では、みなし配当が生じる取引の課税関係について、改正項目を含めて記載するものとする。

1 みなし配当と株式の譲渡損益

みなし配当は会社法上剰余金の分配とならないが、税務上は配当とみなされるものである。本項では、まずは平成22年度税制改正前の税法に基づいて、みなし配当が認識される取引及びみなし配当と株式の譲渡損益の関係につき、その概要を説明する。

① みなし配当が生じる事由

法人の株主等である内国法人が、次に掲げる事由によって金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結資本金等の額のうちその交付の起因となった当該法人の株式または出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額はみなし配当となる（法24①）。

- I 合併（適格合併を除く）
- II 分割型分割（適格分割型分割を除く）
- III 資本の払戻し又は解散による残余財産の分配
- IV 自己の株式又は出資の取得（金融商品取引所の開設する市場における購入による取得等を除く）
- V 出資の消却、出資の払戻し、社員その他の法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること
- VI 組織変更（当該組織変更に際して当該組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限り）

このような一定の事由の発生に際して株主が税務上みなし配当を認識するのは、これらの事由が生じたことにより株主が受け取る金

金銭や株式等の資産のうちに、株式等を発行する法人の利益積立金額からなる部分があると考えられるためである。例えば、非適格合併に際して株主に合併法人株式の交付が行われた場合や、株主から自己株式を取得することによって金銭その他の資産の交付を行った場合には、その払戻金額等のうち資本金等の額を超える部分、すなわち、法人税法上の利益積立金額から構成されている部分を、実質的な利益の分配として配当（みなし配当）として取り扱うものである。

なお、上記に記載のあるように、組織再編のうち、適格合併及び適格分割型分割ではみなし配当は生じない。これは、適格合併や適格分割型分割においては、被合併法人または分割法人（以下、「被合併法人等」という）の利益積立金額が合併法人または分割承継法人（以下、「合併法人等」という）に引き継がれるため、被合併法人等の株主等に交付される合併法人等の新株には被合併法人等の利益積立金額からなる部分がないと考えるためである。

② 株主等における旧株の譲渡損益の取扱い

上述のみなし配当が生じる取引が必ずしも株主において株式の譲渡損益が認識される取引に該当するわけではない。合併、分割型分割（以下、「合併等」という）は、仮にそれが税制非適格であったとしても、被合併法人等の株主に合併法人等の株式又は合併親法人株式等（以下、「合併法人等の株式」という。）のみが交付されている限り、株主において旧株の譲渡損益が認識される取引には該当しない。これは、合併等にあたり合併法人等の株式のみが交付されており、合併法人等の株式以外の金銭その他の資産の交付（以下、「金銭等の交付」という）がなければ、株主としての投資がその合併等の後においても継続し

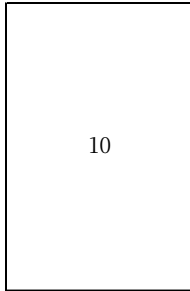
ていると考えられるためである。このため株主においては、旧株の帳簿価額により譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上を繰り延べる。この場合、株主においては、被合併法人等の株式の合併等の直前における帳簿価額（分割型分割の場合には一定の按分後の金額）に相当する金額を合併法人等の株式の取得価額に付け替える（法61の2①②④）。

一方、合併等により被合併法人等の株主が金銭等の交付を受けた場合、その株主は当該合併等により株式を譲渡し対価を受け取ったと考えられるため、旧株の譲渡損益の計上を行う（令119①5、6）。また、分割型分割が行われた場合において、その分割が非按分型の分割（分割承継法人の株式が分割法人の株主等の有する分割法人株式の数の割合に応じて交付されない分割）である場合には、分割法人の株主に金銭等の交付がなく分割承継法人の株式又は分割親法人の株式のみの交付である場合であっても、旧株の譲渡損益の計上を行うものとされている（令119の8②）。これらの場合における旧株の譲渡損益は、譲渡対価の額から譲渡原価の額を控除することにより計算される。この場合における譲渡対価の額は、交付された金銭等の額と株式等の時価の合計額から、みなし配当の額を控除したもの、すなわち、被合併法人等の資本金等の額となる。

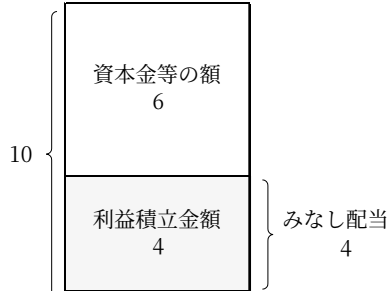
上記①のみなし配当が生じる事由のうち、合併、分割型分割以外の取引が行われた場合には、いずれも有価証券の譲渡取引に該当し、株主は旧株の譲渡損益を認識する。この譲渡損益の計算においても、譲渡対価の額は、発行法人の資本金等の額、つまり交付された金銭等の額からみなし配当の金額を控除した金額として株式の譲渡損益の計算を行うこととなる（法61の2①⑦⑧）。

ここまで述べてきたみなし配当と譲渡損益の関係の概略を図で示すと、次のようになる。

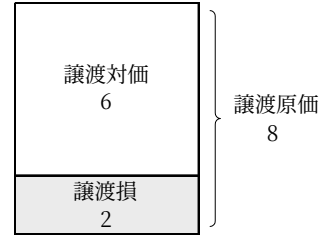
金銭の額及び金銭
以外の資産の価額
(1株あたり)



資本金等の額及び
利益積立金額
(1株あたり)



株主における有価
証券の譲渡損益
(1株あたり)



2 資本に係る取引等に係る主な税制改正項目

資本に係る取引等に係る平成22年度の主な改正項目は、以下のとおりである。

- ① 100%資本関係（「完全支配関係」）にある内国法人間での自己株式の買取りを行った場合……買取られた株式の譲渡損益の認識を行わないこととする（法61の2⑯）
- ② 法人が解散する場合において、株主と解散する法人との間に完全支配関係がある場合……株主において清算損を認識し

ないこととする（法61の2⑯）

- ③ 発行法人が自己株式取得予定株式の買取りを行った場合……みなし配当に係る受取配当等の益金不算入を適用しないこととする（法23③，法令20の2）
- ④ 非適格合併の際に抱合株式がある場合……合併により割り当てられたとみなされる株式の譲渡損益の認識を行わないこととする（法24②，法61の2③）

3 平成22年度税制改正による影響

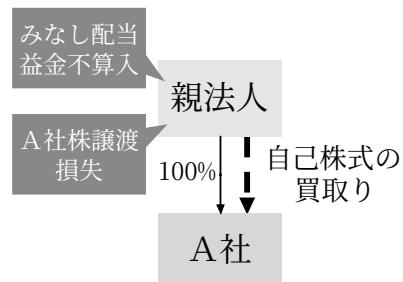
上記2に記載した改正により、従来はみなし配当に係る受取配当等の益金不算入の規定の適用と株式の譲渡損益計上の双方が可能であった取引についても、今後はどちらか一方が適用されないものが生じることになった。このように課税関係が税制改正によって変更となる取引について、以下に改正前後の課税関係を説明する。

① 100%資本関係にある内国法人間で自己株式の買取りを行った場合

(1) 改正前（平成22年9月30日以前）の課税関係

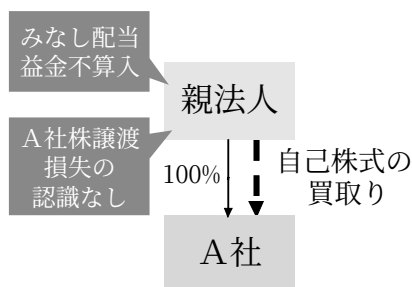
法人の株主等である内国法人が当該法人の

自己株式の買取りにより金銭等の交付を受けた場合において、みなし配当や旧株の譲渡損益が計上される場合には、みなし配当については受取配当等の益金不算入の規定が適用され、旧株の譲渡損益については益金の額又は損金の額に算入されていた。



（2）平成22年度税制改正後（平成22年10月1日以降）の課税関係

法人の株主等である内国法人が、完全支配関係のある内国法人が行う自己株式の買取りにより金銭等の交付を受けた場合には、みなし配当については現行どおり受取配当等の益金不算入の規定が適用されるが、旧株の譲渡損益については認識しないこととなる（法61の2⑯）。

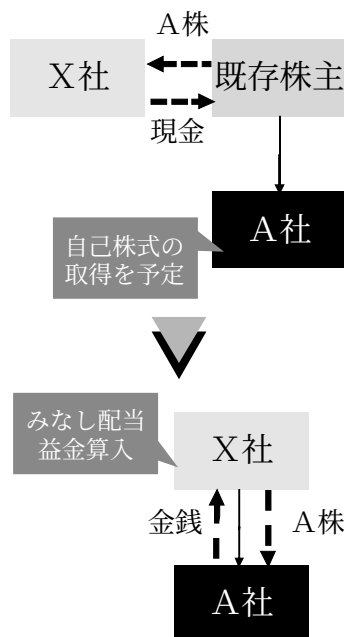


② 自己株式取得予定株式を発行法人が買取った場合

（1）改正前（平成22年9月30日以前）の課税関係

法人の株主等である内国法人が、当該法人の行う自己株式の買取りにより金銭その他の資産の交付を受けた場合において、みなし配当や旧株の譲渡損益が計上される場合には、みなし配当については受取配当等の益金不算入の規定が適用され、旧株の譲渡損益については益金の額又は損金の額に算入されていた。

みなし配当及び株式譲渡損の取扱いが問題となるケースとして、発行法人による自己株買取りを利用して株主が意図的に税務上の損失を作り出していると考えられる取引が取り上げられてきた。例えば、上場会社に株式交換を行う予定がある場合に、当該上場会社の株式を株式交換前に購入し、株式交換における反対株主の買取請求権を利用して、株式交換完全親会社又は株式交換完全子会社に株式を買い取らせるようなケースである。株式交換に反対する株主からの買取請求による自己

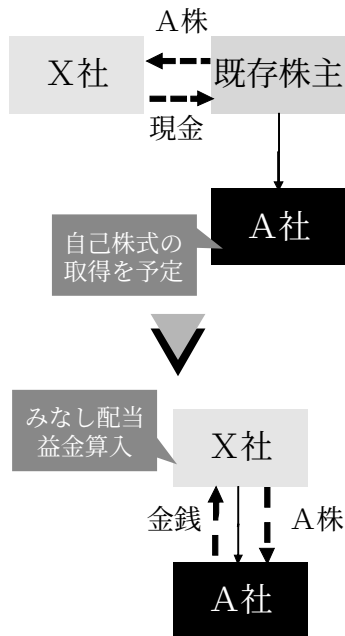


株式の買取りは、みなし配当が発生する事由から除かれておらず（合併によって行われる場合はみなし配当の発生事由から除かれている）、反対株主においてみなし配当及び株式譲渡損益が発生することになる。この場合に、その上場会社の株式時価（＝買取価額）が100、その株式に対応する資本金等の額が50であるとする、会計上は損益が発生することはないが、税務上はみなし配当50及び株式譲渡損50が発生することになり、みなし配当の50%（25）が益金不算入になるケースでは税務上の損失が25発生することになる。このように自己株買取りは、株主において税務上の損失を意図的に作り出せる可能性があり、税務当局が問題視しているとされてきた。

（2）平成22年度税制改正後（平成22年10月1日以降）の課税関係

法人の株主等である内国法人が、自己株式の買取りが予定されている株式の取得をした場合には、当該法人の自己株式の買取りにより金銭等の交付を受けた場合に計上されるみなし配当については、後述のケースを除き受取配当等の益金不算入の規定の適用はないも

のとする（法23③，法令20の2）。当該法人と株主との間に完全支配関係がない場合には、旧株の譲渡損益が認識される。両者の間に完全支配関係がある場合には、上記①に記載のとおり株主において旧株の譲渡損益は認識されない。ただし、この場合には、みなし配当につき、受取配当等の益金不算入の規定が適用される。



なお、「自己株式の買取りが予定されているもの」に具体的にどのような場合が該当するかは、法律、政令では明らかにされていない。自己株式の買取りを利用して意図的に税務上の損失を創出していると言えないケースであっても「自己株式の買取りが予定されているもの」に該当するものが考えられる。例えば、ジョイントベンチャーにより事業を行う場合、ジョイントベンチャーの契約時に、あらかじめジョイントベンチャーを解消する方法として、自己株式の買取りを行うことができる旨を定めている場合などである。このようなケースは、「自己株式の買取りが予定

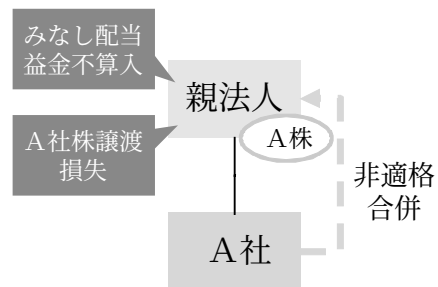
されているもの」に該当しないものと考えられるが、今後の明確化が望まれる。

③ 非適格合併の際に抱合株式がある場合

(1) 改正前（平成22年9月30日以前）の課税関係

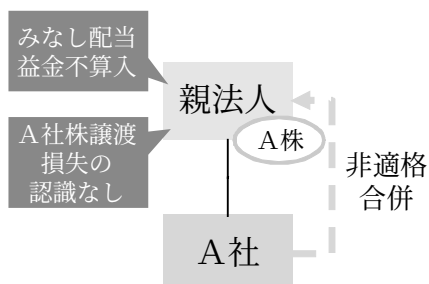
法人が合併した場合に、合併法人が合併以前から保有する被合併法人の株式を抱合株式という。合併法人がその有する抱合株式に自己の株式の割当てを行わない場合においても、法人税法上は、合併法人が株式の割当てを受けたものとみなすこととしている（法24②）。

適格合併の場合には、抱合株式があっても法人税法上の影響はないが、非適格合併の場合には、みなし配当、さらに金銭等の交付があれば、旧株の譲渡損益が計上されることになる。この場合、みなし配当には受取配当等の益金不算入の規定が適用され、旧株の譲渡損益が生じれば益金の額又は損金の額に算入される。



(2) 平成22年度税制改正後（平成22年10月1日以降）の課税関係

合併にあたり合併法人が抱合株式を有している場合において、その合併が非適格合併である場合には、みなし配当に関しては現行どおり受取配当等の益金不算入の規定が適用されるが、旧株の譲渡損益については認識されないこととなる（法61の2③）。



終 わ り に

資本等取引に係る税制上の取扱いは、平成22年10月1日以降に行う取引に対して適用される。平成22年度改正前の税制では、このような取引から生じたみなし配当については受取配当等の益金不算入の規定が適用され、さらに、株式の譲渡損益が認識されていたが、改正によりこの取扱いが変更になった。これにより、結果としてみなし配当の生じる取引から税務上の損失が生じにくくなったといえる。

したがって、このような取引を行う際には、各取引に係る課税関係を十分に整理し検討することが必要となる。

（了）

【執筆者紹介】

新 井 卓（あらい たく）

税理士。

事業会社勤務を経て、2005年に新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人に入所。

現在、マネージャとしてトランザクション・タックス部に所属。

日系企業のM&Aや企業組織再編を中心にM&A税務スキームの構築、組織／事業再編税務アドバイザー、税務デューデリジェンス業務等に従事。

----- *